

地方自治法施行令の一部を改正する政令の概要

1 政令の概要

地方自治法の一部を改正する法律（平成20年法律第69号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、所要の規定の整理を行うもの。

2 改正の内容

- (1) 地方自治法中普通地方公共団体に関する規定を地方開発事業団について準用する場合の技術的読替え規定のうち、改正法による改正前の地方自治法第203条第2項に関する規定等を削除すること。
- (2) 地方公務員等共済組合法施行令中地方議会の議員に関し「報酬」とあるのを「議員報酬」と改めることのほか、所要の規定の整理を行うこと。

3 施行期日

平成20年9月1日（地方自治法の一部を改正する法律（平成20年法律第69号）の施行の日）

政令第二百五十四号

地方自治法施行令の一部を改正する政令

内閣は、地方自治法の一部を改正する法律（平成二十年法律第六十九号）の施行に伴い、並びに地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第三百十九条及び地方自治法の一部を改正する法律附則第二条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

第二百二十条第一項の表第二百三条第二項の項、第二百四十二条の三第三項の項、第二百四十三条の二第六項の項、第二百四十三条の二第十項の項及び第二百四十三条の二第十二項及び第十三項の項を削る。

附 則

（施行期日）

第一条 この政令は、地方自治法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成二十年九月一日）から施行する。

（地方公務員等共済組合法施行令の一部改正）

第二条 地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）の一部を次のように改正する。

第七十二条第三号及び第四号中「報酬」を「議員報酬」に改める。

（地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正）

第三条 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十八号）の一部を次のように改正する。

第八十九条第二項中「新共済法第百六十六条第二項」を「地方自治法の一部を改正する法律（平成二十年法律第六十九号）附則第二条第一項の規定による改正前の地方公務員等共済組合法第百六十六条第二項」に改める。

（地方公務員等共済組合法の年金の額の改定に関する政令等の一部改正）

第四条 次に掲げる政令の規定中「共済法第百六十六条第二項」を「地方自治法の一部を改正する法律（平成二十年法律第六十九号）附則第二条第一項の規定による改正前の共済法第百六十六条第二項」に改める。

一 地方公務員等共済組合法の年金の額の改定に関する政令（昭和六十二年政令第二百二十号）第五条第

一項

二 平成二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定に関する政令（平成二年政令第八十三号）第五条第一項

三 平成七年度、平成十年度及び平成十一年度における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定に関する政令（平成七年政令第百十八号）第五条第一項

四 平成十五年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律に基づく地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する政令（平成十五年政令第百五十八号）第五条第一項

五 平成十八年度における地方議会議員の年金の額の改定に関する政令（平成十六年政令第百十五号）第一項

（地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令の一部改正）

第五条 地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令（平成元年政令第三百五十四号）の一部を次のように改正する。

附則第五条第一項中「法第百六十六条第二項」を「地方自治法の一部を改正する法律（平成二十年法律第六十九号）附則第二条第一項の規定による改正前の法第百六十六条第二項」に改める。

（地方公務員等共済組合法の一部改正に伴う経過措置）

第六条 改正法の施行の日から平成二十年十二月三十一日までの間における改正法附則第二条第一項の規定による改正後の地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第一百五十二号。次項において「新地共済法」という。）第百六十四条の二第一項の規定の適用については、同項中「地方自治法第二百三条に規定する議員報酬（以下「議員報酬」という。）、費用弁償及び期末手当並びに同法第二百三条の二に規定する報酬及び費用弁償」とあるのは、「地方自治法の一部を改正する法律（平成二十年法律第六十九号）による改正前の地方自治法第二百三条に規定する報酬、費用弁償及び期末手当」とする。

2 平成二十一年における新地共済法第百六十四条の二第一項の規定の適用については、同項中「費用弁償に」とあるのは、「費用弁償並びに地方自治法の一部を改正する法律（平成二十年法律第六十九号）による改正前の地方自治法第二百三条に規定する報酬、費用弁償及び期末手当に」とする。